

高齢者被害特別相談の実施結果について

～投資の勧誘に関する相談が最多！！

「後で高値で買い取る」と購入を勧める劇場型詐欺にご注意を～

平成23年9月14日(水)、15日(木)、16日(金)の3日間にわたり実施した高齢者被害特別相談の結果についてお知らせします。

* 本事業は、8都県(東京、埼玉、千葉、神奈川、栃木、群馬、新潟、長野)、6政令市(横浜、川崎、千葉、さいたま、相模原、新潟)、3協会(全国消費生活相談員協会、日本消費者協会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)、国民生活センターで同時期に実施しました。

【東京都消費生活総合センターで受け付けた相談】

1 相談件数 182件 (前回<平成22年9月実施> 121件)

2 相談の概要

(1) 平均年齢 72.7歳

(2) 平均契約金額 627.5万円 (前回 500.7万円)

高額契約の上位には、未公開株、公社債、ファンド型投資商品など金融商品に関する相談が多かった。

(3) 相談内容については、**未公開株や公社債などの金融商品に関する相談が43件と一番多く**、他に、アダルトサイト・架空請求に関する相談11件、建物(工事関係)に関する相談8件、海外宝くじに関する相談7件などがあつた。

金融商品については、投資を勧誘するダイレクトメール等を送付し、別の会社を名乗り、高値で買い取ることを約束して購入させるような「劇場型詐欺」を疑わせる事例も寄せられた。

(4) 販売形態は主に通信販売40件、店舗購入40件、電話勧誘販売36件、訪問販売19件であつた。

★ 消費者へのアドバイス

- 未公開株、公社債、ファンド型投資商品等の金融商品の契約にはリスクを伴います。「必ず儲かります。」といったセールストークを鵜呑みせず、慎重に対応しましょう。特に、「劇場型詐欺」等は被害にあつても損害を取り戻すことは非常に難しいので、十分に注意しましょう。
- 販売員が優しくて親切であっても、商品が本当に必要なものか検討し、必要のないものなら、きっぱり断りましょう。また、契約する際には家族の方等とよく相談しましょう。
- 高齢者を悪質商法や振り込め詐欺から守るのは周りの目です。家族の方、ホームヘルパー等の介護事業者や地域の人たちは、「見守る」「声をかける」「話を聞く」ことにより、意識して高齢者を見守りましょう。

おかしいと思ったら、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

◆高齢者ご本人からの相談は、

高齢者被害110番 03-3235-3366

◆ご家族、ホームヘルパー、民生委員などの方からの通報や問い合わせは、

高齢消費者見守りホットライン 03-3235-1334

◆その他、一般の相談は、

消費生活相談 03-3235-1155

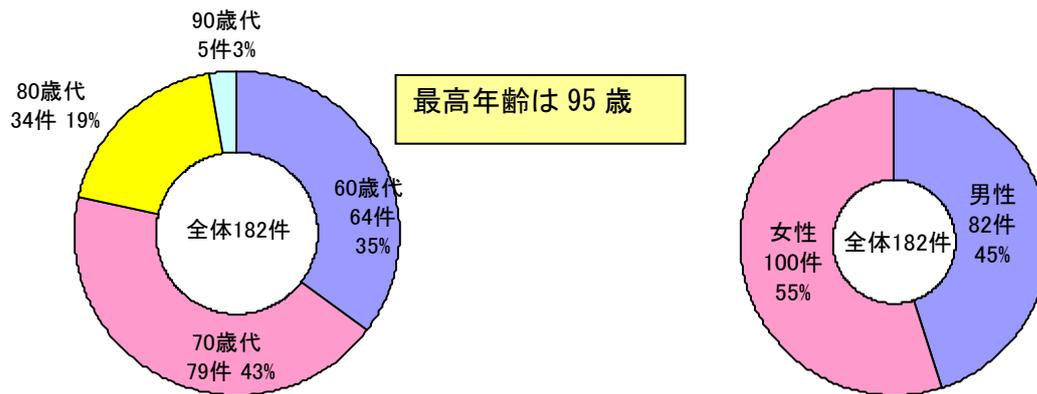
問い合わせ先：東京都消費生活総合センター相談課

電話：03-3235-1219

<相談内容の分析>

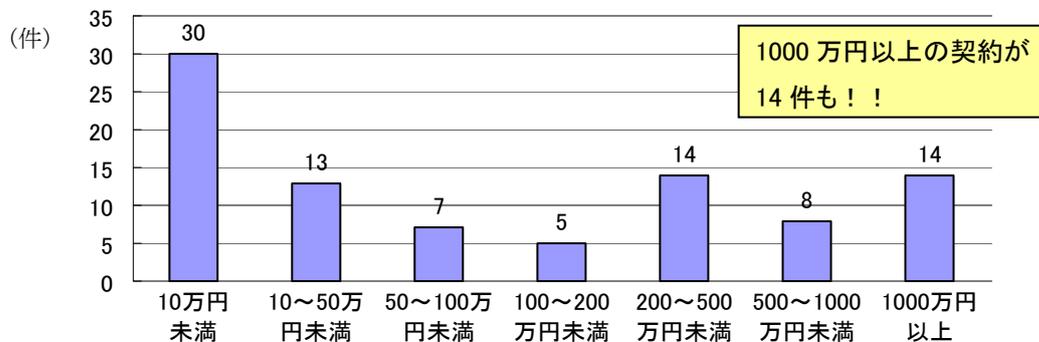
(1) 相談当事者の年齢構成比 及び 男女構成比

・平均年齢は、72.7歳



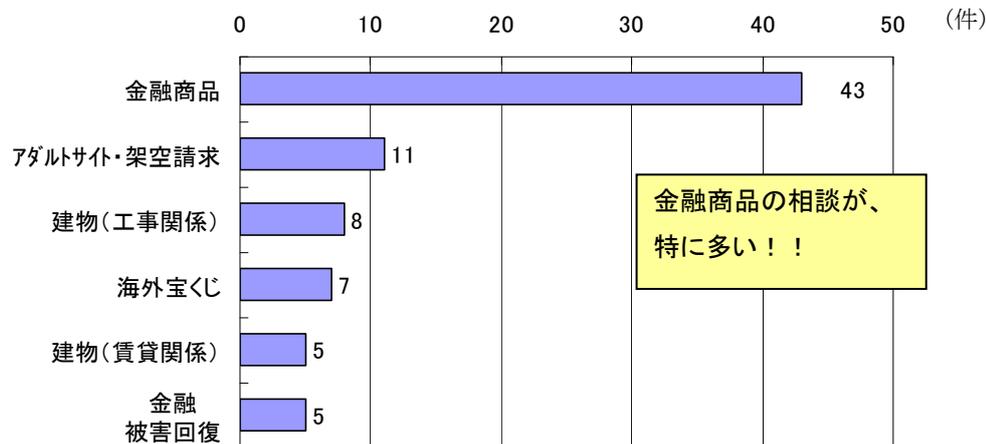
(2) 契約金額

・平均契約金額は、627.5万円

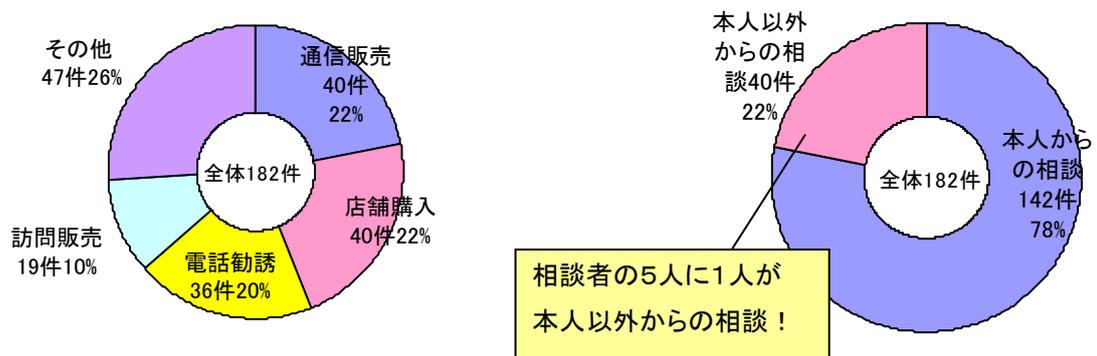


*契約金額不明等は91件

(3) 主な相談内容



(4) 販売形態の構成比 及び 相談者の構成比



<相談事例>

○ 未公開株、社債（劇場型詐欺）

未公開株を一度購入したところ、多数の業者から電話やダイレクトメールで次々と勧誘があり、未公開株や社債を購入した。その後も、ある会社の株や社債を買い手が個人でないと買えないので、代わりに買ってほしいという電話があり購入をした。全部で4,500万円を支払ったが、購入した未公開株等は買い取ってもらえず、多くの業者とは連絡が取れなくなり騙されたことに気がついた。（70歳代、男性）

○ アダルトサイト

インターネットで見つけたアダルトサイトで、年齢確認等に「はい」のボタンをクリックしていくと突然、「入会ありがとうございます、登録料 98,000 円を振り込むように。2日以内であれば 65,000 円」という表示が出た。有料の表示はなく、入会するつもりもなかった。パソコンを再起動しても、請求画面が張り付いて消えない。どのように対応すればよいか。（60歳代、男性）

○ 屋根工事

80歳代の父母は二人で暮らしている。先日、3人の男性の訪問があり母が家に上げてしまった。「2階の屋根から雨漏りをしているので、すぐに工事をする必要がある。」と言われ、母は銀行の窓口数百万円をおろしに行った。その時、銀行員が不審に思い母に事情を尋ねて警察に相談するよう勧め、警察官と一緒に自宅に戻ったが3人組はいなくなっていた。（50歳代、男性）

○ 海外宝くじ

数年前から海外宝くじの購入を勧めるエアメールが届いていた。家族から「騙されてはいけない。」と言われ何もしないでいたが、今回は1億4,000万円の賞金獲得権利保持者に最終決定したとの内容で、返信ハガキに住所、氏名、カード番号、振込口座番号を記入するようになっている。2,000円かかるらしいが、信用できるか。（70歳代、女性）

* 参考 同時期実施の各機関相談件数

実施機関名	実施日	相談件数
東京都消費生活総合センター	9月14日～16日	182件
埼玉県消費生活支援センター	9月14日～16日	54件
千葉県消費者センター	9月14日～16日	23件
かながわ中央消費生活センター	9月15日～17日	29件
栃木県消費生活センター	9月14日～16日	17件
群馬県消費生活センター	9月14日～16日	19件
新潟県消費生活センター	9月15日、16日	21件
長野県消費生活センター	9月21日、22日	33件
横浜市消費生活総合センター	9月14日～16日	69件
川崎市消費者行政センター	9月15日、16日	19件
さいたま市消費生活総合センター	9月14日～16日	36件
千葉市消費生活センター	9月14日～16日	24件
相模原市消費生活センター	9月14日～16日	21件
新潟市消費生活センター	9月15日、16日	20件
全国消費生活相談員協会	9月17日、18日	3件
日本消費者協会	9月14日～16日	3件
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	9月14日、16日	2件
国民生活センター	9月15日、16日	8件
合 計		583件

（前回453件）